「インフルエンザ出席停止早見表」

※「発症」とは、インフルエンザ様症状(発熱など)が始まった日です。病院を受診したときに、医師に経過をお話し、 発症日を確認する必要があります。

※出席停止期間を「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっていますので、下の表のとおり、最低でも5日間の出席停止になります。下の表に発症日、解熱した日を当てはめて確認してください。

右欄に日付を 入れて算出		発症O日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
		/	/	/	/	/	/	/	/	/
例 1	発症当日に 熱が下がっ た場合	発熱/ <i>解熱</i>	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
		-		出席任	停止 === 		>			
例2	発症後1日目 に熱が下 がった場合	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
		<u> </u>		出席任	亭止 					
例3	発症後2日目 に熱が下 がった場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日	登校可能		
		\		出席任	亭止 ===== 		\Longrightarrow			
例4	発症後3日目 に熱が下 がった場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能		
		\		出席任	亭止 ====		\Rightarrow			
例5	発症後4日目 に熱が下 がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日		
		\			出席停业	<u> </u>		─── >	登校可能	
例6	発症後5日目 に熱が下 がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	
		\			出.	席停止 — 				登校可能

※これ以降は、解熱した日によって出席停止期間が延長されます。

☆なぜ熱が下がっても学校に来てはいけないの?

インフルエンザなどの感染症に出席停止期間が設けられているのは、「本人の十分な体力の回復のため」はもちろんですが、「集団生活の場で感染を拡大させない」ということが重要だからです。

インフルエンザのウイルスは解熱後もしばらくは体内に残っています。また、最近では薬がよく効くようになり、発熱などの症状が早く抑えられるようになってきました。しかし症状はなくなっても体内にウイルスは残っていて、周りに感染させる可能性があるため、これだけの出席停止期間が設けられています。